

日 点 委 広 報

日 本 の 点 字

第 5 号

日本点字委員会 1978年5月15日発行

〒160 東京都新宿区高田馬場1-23-4 日本点字図書館内

日本点字委員会事務局

TEL (03) 209-0241

目 次

| | | |
|------|--------------|---|
| I. | はじめに | 2 |
| II. | 第11回総会での決定事項 | 3 |
| III. | 継続審議の課題 | 6 |
| IV. | 点字楽符専門委員会報告 | 7 |
| V. | あとがき | 8 |
| VI. | 日本点字委員会会則 | 8 |

I. はじめに

日本点字委員会では統一と体系化を目指して日本点字表記法の改訂作業を続けてきたが、1978年4月1日と2日、奈良県天理市で開かれた第11回総会でその大綱が決定された。昨年8月に開かれた第10回総会以後、関東地区小委員会月例研究会、近畿点字研究会、日盲社協点字研究会などで審議されてきた事柄をもとに、盲学校6校や個人から日点委事務局へ寄せられた意見および点字毎日新聞紙上などに記載された多くの意見を参考にしながら、慎重に審議を重ねた結果、多くの点で合意をみた。そこで今年夏以後に開かれる第12回総会までに、関東と近畿の小委員会が分担し、条文や用例あるいは資料や参考文献などを整理し、作業確認を経た後に、昭和54年の新春には「改訂・日本点字表記法」を発行することとしている。なお今回継続審議として残った特殊音点字など若干の課題については、これらの作業を進めていく中で決定し、発行に間に合わせる予定である。したがって関係諸機関がこの「改訂・日本点字表記法」を採用し、実施していくのは昭和54年度からになるであろうが、それまでに各機関内部で、準備し検討しておく必要がある。

今ふりかえってみると、多くの激論がかわされた末に“大山鳴動してねずみ一匹”という感が深い。それは石川倉次の考案以来、「読みよく、書きよく、わかりよく」をモットーに、積み上げてきた88年の蓄積をふまえて、21世紀に活躍する盲人の文字としての体系化に努めた結果、かなづかい、わかち書きおよび句読法について、従来の日本の点字表記法と大きな変化はなかったと言える。

今回決定された大綱は、全体的には「日本の点字」第3号に掲載された原案を骨組みとしている。その中で、「日本の点字」第4号に掲載しておいた修正原案と継続審議事項について、今回最終的な合意をみたのである。なお、特殊音点字とともに、若干の問題点が、継続審議事項として残されているが、これらは今後、条文や用例の検討作業の中で、煮詰めていくこととなる。そこで今回決定された事項とその理由を記するとともに、継続審議となった特殊音の問題点についてまとめたのち、日点委の規約の一部修正や点字楽譜専門委員会の発足に関する記事を掲載する。

II. 第11回総会での決定事項

1. 長音のかなづかい (主としてオ列長音)

修正原案どおり決定された。ただし許容についてはもっと積極的な意味を持つことを強調するとともに、固有名詞の扱いについてはさらに積極的な許容であるとの趣旨を備考欄に書くこととした。

- 6 **理由** 点字かなづかいの本則としては、ア列、エ列の長音とともに、オ列の和語の長音も現代かなづかいと一致させる方が大局的には正しい。すなわち日本語の発音が時代や地域によって異なり、音韻に関して学者の意見が異なり、それを反映している辞書によっても相違が見られる現在、点字独自のかなづかいを立てることは困難であるし、得策ではない。そこで現代かなづかいと一致する共通点を明確にし、相違点を「ウ」と書く長音だけを長音符と1対1対応させることが現代かなづかいと点字かなづかいの対応関係を明確にできる。しかしながら許容をなくしたのでは、従来それを正しいとして学んできた者が
- 7 選挙や点字競技会などで誤りとされるのでは、何のための改訂かわからなくなる。そこで積極的な意味での許容としたのである。また固有名詞については、墨字の表記でもあいまいな点が多くみられる上に、漢字を確かめなければ点字が書けないのでは漢字を知らない盲人にとっては困るので、さらに積極的な許容として備考欄で解説することとしたのである。

2. 助動詞「ようだ」のわかち書き

修正原案の本文を採用し【備考】欄を削除する。ただし注意の欄で、「ようだ」を続けるようになった歴史的経過を説明する。

- 8 **理由** 「ようだ」を離す文法上の論拠は乏しく、現代文では、文脈によってここが形式名詞であると明確に指摘できる場合は少ない。また、触読性からみても、これを続けることで弊害は生じない。慣習上の問題は、新しい方式に慣れてもらうことによって自然に解消されるので、明確な条文にしておく方が良いとの結論に達したのである。

3. 敬称などのわかち書き

修正原案のただし書き以降を、

〔ただし理解を容易にするために入名と「様」「さん」「くん」「殿」「氏」
「氏」との間は区切って書く〕

と訂正する。また【注意】について、

〔愛称や短縮形の場合および普通名詞と接辞の間は続けて書く。〕

と訂正した。さらに【備考】欄を設け、「式」「流」「的」などの接辞が入名
9 の後にきた場合は続け、「著」「訳」「作」などの普通名詞がきたときは漢字
1 字でも離す例などについて解説することとした。

理由 修正原案に「など」とあったので、拡大解釈が生れるのを避ける
ため削除し、新たに「²氏」を加えただけである。また愛称のほか短縮形を加
えたが、これらの境目については用例で整理することとした。さらに修正原案
では「漢字2字以上」と「それ以外」という表現を用いているが、「漢字1字」
という表現を用いていないことは表現として妥当である。しかしながら複合語
10 の場合と同様に、漢字1字で独立性のある普通名詞については【備考】欄で指
摘しておくことが必要であり、人名に接辞がついて品詞の転成や普通名詞化が
おこる場合については続くことを明確にする必要が論議された。

4. 文章記号とその用法

これらのうち、

- (1) 文末の句点・疑問符・感嘆符のあとのマスあけ
- (4) 段落挿入符・星印・文中注記の用法
- (5) 矢印・点線・棒線の長さ
- (6) 空欄記号とその用法
- (8) アクセント符とストレス符およびその用法

については、すべて修正原案どおり決定された。

しかしながら(2)(3)(7)については、次のように修正されて決定さ
れた。

(2) 読点と中点の用法

11 読点と中点の用法については、条文を作成する際に次の趣旨で行うことと
した。

- a. 点字にとって読点や中点が不必要な場合について説明する。
- b. 読点や中点を用いる場合、その使い方について説明する。
- c. 読点や中点をまったく用いない場合のマスあけについて説明する。

理由 a. については、たとえば $\text{ニ} \text{三} \text{目}$ (ニ、三日) のように
12 数符が中点の役割をはたしたり、わかち書きが読点の役割をはたす場合など
の例をあげて、読点や中点を用いる必要のある場合にでも用いてはならない
例について説明する。b. については、書き手が用いることを必要と感じた
り、学術書や古典などで原文に厳密に忠実に点訳する必要のある場合など、
点字出版社や図書館あるいは教科書などの編集委員会が認めた場合など、読
点や中点を用いる場合の使い方について説明することとした。c. について
は、読点や中点を省略して点訳する場合、一マスあけか二マスあけかなど、
それに代るマスあけの仕方について説明する。目点委としては、どのような

点訳だけでなく読者に混乱をもたらすので、4種の代表的な伏字を用意しておいた。

(3) 詩行符

詩行符は ~ $\ddot{\text{三}}$ □□ とし、前に続け後を2マスあけることとした。また連を表わす場合には行がえを主とするが、~ $\ddot{\text{三}}$ □□ のあと2マスあけて表わすこともできることとした。

理由 $\ddot{\text{三}}$ の後は2マスあけることによって句点や読点との関係を混乱させないようにした。また本来なら行がえするところを詰めるのであるから、その変り目を明確にする必要があるからである。また $\ddot{\text{三}}$ の点が選ばれたのは主として触読性の点と読点のからみからで、後にマスあけがくるため、将来の前置点としての支障もないからである。

17 6. かなと数字とアルファベットの相互関係
第3章・語の書き表わし方に、これらについて明確に整理する。

7. 古文のわかち書きと句読法

- (1) 古文のわかち書きは、文の単位ごとに行う。
- (2) 古文の句読法は、原則として原本のとおりとする。

Ⅲ. 継続審議の課題

1. 特殊音点字

特殊音については、かなり長時間激論を戦わせたが、それぞれに一長一短があって、結論に達することはできなかった。しかしながら、現代の外来音点字は27あげられているが、国語審議会の第20回総会で行われた「外来語の表記
18 (術語表記合同部会)の報告」(昭和29年3月)に基づいて、23に減らした上で再検討することが提案された。すなわち、現在の表の内から「ツイ、テュ、トゥ、ドゥ」の4個を削除して、改めて考えるということである。その場合、第2案と第3案については、記号の構成法に規則性があるから、必要な特殊音を作っていく能力がある程度はあるが、いずれにしても限界があるので、その場合は小文字符を用いて表現するか他のかななどに換えて表現することによいのである。また第2案には、この4個を削除した後に、「ティ($\ddot{\text{三}}$)」「ディ($\ddot{\text{三}}$)」を「 $\ddot{\text{三}}$ 」, $\ddot{\text{三}}$ 」に変えるという修正案が追加された。その他に目点委
19 事務局に寄せられた意見の中などには、「ティ」「ディ」を「 $\ddot{\text{三}}$ 」「 $\ddot{\text{三}}$ 」に変えたらという意見もあったが、これらに「デュ($\ddot{\text{三}}$)」を「 $\ddot{\text{三}}$ 」に変えて

前置点を整理することなども考えられる。いずれにしても今回は結論を得ることができなかつたので、第12回総会を目標に合意に達する努力を行う必要がある。

2. その他の継続審議事項

漢字やカタカナであることを示す記号や、数字を含むことばの条文の検討、あるいは外文字とアルファベットの大字と小文字の明確化など、まだ残された問題はあつたが、条文と用列の整理の段階で検討していくこととした。

その他に、関東と近畿の作業分担や作業日程、目次案、全体の構成の大綱の決定なども行われた。

20 IV. 点字楽符専門委員会報告

「日本の点字」第4号で報告したとおり、点字楽譜専門委員会が発足し、第1回委員会が1978年2月3日(金)、東京教育大学付属盲学校において開催された。午前10時より午後4時に至るまで点字楽符表記上の諸問題について討議を重ねたが、結論に達しない問題が多く、今後さらに継続して審議することが申し合わされた。なお第2回委員会は来たる6月13日、付属盲において開催される予定である。第1回委員会において決定された事項は次のとおりである。

21 1. 和音表記について：教科書および一般向け楽譜は音符法Ⅰ、専門的楽譜は音程法によることを原則とする。

2. 和音の基準音について：ピアノなど鍵盤楽器の高音部(右手)では最高音から下へ、その他は最低音から上へ書くこととする。

3. 委員追加の承認：本会において数名の委員が追加され、委員会の強化をはかる。委員氏名は次のとおりである(敬称略)。

22 高野喜長・足立勤一(以上付属盲)、田中禎一(八王子盲)、島津成悠(浜松盲)、林繁男(京盲)、岩鼻啓三・森岡章(以上大阪市盲)、山内享(大阪府盲)、宮沢きよ子(日点)、平井正(平井点字社)、中塩幸祐・山川園松・森雄士・真鍋静勢・小野昭美・江田礼子(以上東京)、加藤俊和(京都)、近藤敏郎(神戸)、阿佐博・永井昌彦・宮田信直(以上日点委派遣委員)

なお第2回委員会においてさらに次の方々が委員として委嘱される予定である。村田陽太郎(横浜市盲)、高野一雄(神戸市盲)、松田忠昭(松山盲)、宮下秀列(東京)、井上誠一(大阪)

4. 委員長および副委員長の選出：委員長には高野喜長、副委員長には林繁男・足立勤一の諸氏が選出された。

V. あとがき

- 23 日点委ではここ数年にわたり点字表記法の体系化をめぐって激論をたたかわせてきたが、今回多くの点で合意をみるに至った。従来の表記法の中での問題点およびそれらについての審議の過程は、「日本の点字」第3号・第4号で報告したとおりで、日点委としては決していたずらに表記法の改訂を行なおうとしたのではない。歴史の中で養われ慣習化してきた表記法を重視しながら、表音文字の表記としての合理性、および一般に使われている現代かなづかいとの対応関係なども考慮しつつ検討を重ねてきたのである。結果的にはごく小部分の改訂に留まり、先輩諸兄姉のこの道に対する造詣の深さを再認識させられ
- 24 た思いであったが、今後はテキスト編集作業の中で、条文を練り用例の適性化を計って、この道に関する先人の業績および今回行われた討議の結果を正しく伝えることができるように努力するつもりである。

なお今回の審議の中で、「語の書き表わし方」や「わかち書き」などと共に、従来比較的関心の薄かった句読点使用の問題が真剣に取り上げられた。ことに句点についてはその重要性が認識され、点字関係施設の中にはすでにその採用に踏みきった向きもあるようである。ここに句読法に関する話題を一つ提供したいと思うが、今春行われたある大学の点字受験において、受験生が句点を使用しなかったために、自然句読点に関しては墨訳者にまかされることになり、行末の連体形に句点がうたれていった事実があったとのことである。考えさせられる問題である。

以上、今回の決定事項をご覧下さるにあたり、その流れをみるために「日本の点字」第3号および第4号をも合わせてご覧いただければ、なおいっそうのご理解をたまわることができるものと思う。

- 次に、第10回総会（昨年の夏）において本会会則の内容の一部変更が行われたが、第11回総会においてこれをさらに検討し、実状に合うように条文の一部を訂正した。ねんのため会則全文を掲載するので、ご覧のうえ、さらにご
- 26 協力・ご支援をたまわりますようお願いする次第である。

VI. 日本点字委員会会則

この会則は、別に必要とする向きもあるかと思われるので、増し刷りができるように別ページとして掲載する。

日本点字委員会会則

第1章 総則

第1条 【名称】 この会は、日本点字委員会（以下本委員会という）と称する。

第2条 【目的】 本委員会は、盲教育界・盲人社会福祉界など、視力障害関係各界の総意にもとづき、日本における点字表記法の唯一の決定機関として、広く各界の研究成果を積みあげ、未来への展望のもとに権威ある決定を行い、その普及徹底をはかることを目的とする。

第3条 【事業】 本委員会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 点字表記法の決定と修正
- (2) 点字表記法の普及と徹底
- (3) 各地域・関係各界における点字研究機関の育成と指導
- (4) 内外関係諸団体に対する連絡と交渉
- (5) 会誌の編集と発行
- (6) その他、本委員会の目的に必要な事業

第2章 組織

第4条 【構成】 本委員会は、盲教育界代表委員6名、盲人社会福祉界代表委員6名、学識経験者 若干名、および事務局担当委員若干名をもって構成する。

第5条 【選出】 本委員会の委員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 盲教育界代表委員は、全日本盲学校教育研究会において推薦された者とする。
- (2) 盲人社会福祉界代表委員は、日本盲人社会福祉施設協議会において推薦された者とする。
- (3) 学識経験者は、点字研究者、国語研究者、および視覚障害関係機関に所属する者の中から両界代表委員協議会が選出した者とし、会長が委嘱する。
- (4) 事務局担当委員は、本委員会の趣旨に賛同する者の中から両界代表委員協議会が選出した者とし、会長が委嘱する。

第6条 【任期】 本委員会の委員の任期は4年とし、留任も可とする。なお、欠員を補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 役員

第7条 【役員】 本委員会は、会長1名、副会長1ないし2名、事務局長1名の役員を置き、それぞれ委員総会において互選する。役員任期は、委員としての任期内とする。

第8条 【任務】 本委員会役員は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれにかわる。

(3) 事務局長は、本委員会の事務を処理する。

第4章 会合

第9条 【会合】 本委員会には、委員総会・両界代表委員協議会・専門委員会・地域委員会・事務局会を置く。

第10条 【委員総会】 委員総会は、本委員会唯一の決定機関で、会長が招集して年1回以上開かれ、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、その決定は出席委員の4分の3以上の同意をもって有効とする。

第11条 【両界代表委員協議会】 両界代表委員協議会は、盲教育界代表委員および盲人社会福祉界代表委員で構成し、学識経験者および事務局担当委員の選出を行う。

第12条 【専門委員会】 本委員会は、数学記号、理化学記号、楽譜および外国語の表記など、専門分野の問題を審議するため、委員総会において、担当委員を選出すると共に若干名の専門委員を推薦・委嘱し、専門委員会を構成することができる。

2 専門委員会は、委員総会から付託された事項の審議を行い、委員総会に答申する。

3 専門委員会委員の任期は、委員総会の決定および公表をもって委託事項が終了するときまでとする。

第13条 【地域委員会】 本委員会は、点字表記法の研究と普及

をはかるため、委員総会において担当委員を選出し、地域活動を促進することができる。

第14条 【事務局会】 本委員会は、事務処理、会誌編集、その他必要な場合、事務局会を開くことができる。

第5章 事務局および事務

第15条 【事務局】 本委員会の事務局は、事務局長および事務局担当委員などによって構成し、次の事務を担当する。

- (1) 委員名簿および関係先住所録の常備
- (2) 諸会合記録簿の管理
- (3) 会計簿および会計決算報告書の作成
- (4) 会誌の編集および発行
- (5) 諸連絡通知の事務
- (6) その他関係事務

第16条 【会計】 本委員会の経費は、補助金・寄付金などをもってこれに充てる。

第17条 【年度】 本委員会の年度は、毎年7月1日より翌年6月30日までとする。

第6章 付則

第18条 【会則の変更】 本委員会会則は、全委員の4分の3以上の同意を得て変更することができる。

第19条 【細則】 本委員会は、必要な場合、細則を定めることができる。

第20条 【施行】 本委員会会則は、昭和41年7月24日より実施する。

(昭和53年4月2日一部変更)